

茂原市自治基本条例を考える市民の会 第34回会議 概要

開催日時	平成25年8月8日(木) 18時～
開催場所	茂原市役所102会議室
出席者	実行委員会委員30名(うち15名所用のため欠席) 事務局(鶴岡企画政策課長、花沢企画政策課主幹、風戸企画政策課主査)
会議次第	1.開会 2.あいさつ 3.議題 (1) 条例づくり分科会について (2) その他 4.閉会
会議要旨	3.議題 (1) 条例づくり分科会について 【保護者に対するアンケートについて】 (事務局) ・これまでに200件ほど回答が寄せられているが、「自治基本条例を市民の会が検討していることを知っているか」の問いに対して、97%が「知らない」と答えている。また、「市民の会だよりを見たことがあるか」の問いに対しては、8割が「見たことがない」と回答。一方、「市民フォーラムに参加したいか」の問いに対しては、4人に3人が「都合が合えば参加したい」と答えている。機会をつくることが重要であると考えており、市民塾2013単科講座のような取り組みを進めてまいりたい。 【8/6運営委員会について】 (市民の会代表) ・8月6日に臨時の運営委員会を開き、各分科会の案を一つにまとめる作業を行った。一項目ずつ議論し、全体の1/3くらいまでしか進まなかった。今日は、進んだところまでを全体会でお諮りしたい。 ・今後は、8/21に再び運営委員会を開催し、そこで固まったものを8/27の全体会で再びお諮りしたい。 【条例の名称について】 ・前回の全体会で、「茂原市まちづくり条例」として提案することとなった。そのほかの名称については、両論併記することとした。 【前文について】 ・河野氏の作成したたたき台をもとに議論した。成文化はできなかったが、前文に盛り込むべき内容を話し合った。 ・近代以前の茂原市のことについては触れなくてもいいのではないかと、記述

されているのは旧茂原町のことだけではないか、昭和 27 年の 1 町 5 村合併、昭和 47 年の本納町との対等合併について記述する必要があるのではないかと
いう意見があった。

- ・まちづくりの現状や、なぜ条例をつくらなくてはならないのかということにも言及すべきという意見もあった。

- ・以上のことを踏まえて、改めて前文の練り直しを行う。ご意見等ある場合にはメーリングリストなどに寄せていただきたい。

- ・メールを使っていない人もいる。文書で送った方がいいのではないか。

A.たたき台を送付する。それに加除修正を行って、成文化していきたい。

- ・「ただいま」という言葉を使って表現しているが、あいさつが心を開く第一歩という点では理解できる。まちづくりはお互いに話し合い、共感して仲間づくりをしなくてはならない。「ただいま」は家族だけに向けられたあいさつのように聞こえる節があるので、「こんにちは」なら地域に向けてのあいさつと受け取れるのではないか。

- ・「ただいま」のような表現は賛成。人に訴える言葉が必要。天声人語のように、短い文章で想いを伝える必要がある。

- ・文章量はこのくらいでいいのではないか。内容については今後さらに検討する必要があるが。

- ・「家族」は「核家族」を想定しているのではないか。

- ・隣近所も含めて「大きな家族」でありたい。

- ・「ただいま」という表現は引がかかる。近所では使わないのではないか。

- ・小中学生は帰ってくるときに、近所の人たちにも「ただいま」と言っている。

- ・鎌倉時代の門前町という表現については、旧茂原町に限った話であり、省いた方がいいのではないか。

- ・茂原の語源は藻原寺ではなく、平安時代の藻原荘。

- ・長生郡も、長柄郡（ながらごおり）と上埴生郡（かみはぶごおり）から来ている。昔は庁北・庁南と呼ばれており、長南町は庁南に由来している。

- ・前文の案をいくつか提示するので、そこから決めていただきたい。

【目的】

【条例の位置付け】

- ・目的と条例の位置付けはどう違うのか（書き出しは同じような形だが、文末の表現が異なる）

- ・位置付けとして、最高規範性などは文章でうたわれないが、他の条例がこの条例の趣旨を尊重するということで、実質的に担保する。

【定義】

- ・市民になぜ通勤通学者なども含めるのか（通学している学生や市内企業に努めている人も、行事に参加するなどまちづくりの担い手として重要であり、協力をいただく必要がある）

- ・住民との違いは。住民は定義しないのか（住民は法律上の定義があるため、その定義のとおりとし、改めての定義はしない）
 - ・市民と納税との関係は。納税者こそまちづくりの担い手ではないか（税は市民参加の一つの面であって、まちづくりへの参加を納税の有無で区別することはしたくない）
 - ・「市」の定義について、市長部局以外の機関（教育委員会や選挙管理委員会など）では、市長から独立しているという意味で併記した。職員の位置付けについて、あえて「市」の定義に含めて書いた。
 - ・市民がまちづくりを進める上では、職員に対応願わなくてはならないので、この表現でいいのではないか。
- （事務局）他団体の事例を見たが、「市」の定義に職員を含めているケースは見当たらなかった。皆さんの思いが込められており、提言書はこの表現としたいが、今後、協議会での議論や、議案上程の際の法規係の審査などで、修正される可能性もあるので、あらかじめご了承願いたい。
- ・地域コミュニティの定義については、地域コミュニティの文中で改めて定義しており、二重になってしまうことから、総則の定義には掲載しないこととする。

【まちづくりの基本原則】

- ・以前は「市民参加」「協働」「情報共有」の順であったが、まず「情報共有」があって初めて「市民参加」があり、その先に「協働」となるのではないかということで、①情報共有、②市民参加、③協働の順に並び変えることとした。これに伴い、以降の章も順番を入れ替えることになる。

【市民の権利】

- ・市政に関する情報を知る権利について、例えば土地収用のケースなどはどうなるか。企画段階から情報を共有するとしているが、情報を出せない場合が多いのではないか。
- （事務局）土地収用などは、あらかじめ計画を明らかにしなければできない。審理も公開される。
- ・計画立案段階からの市民参加を求めるのであれば、情報がなければ参加できない。
 - ・できるだけ市民には情報を共有していく。その上で市民参加が成り立つ。
 - ・情報の共有は、原則は共有だが、合理的な理由がある場合には非公開となる。

【総合計画】

- ・運営委員会で検討した結果、「市民参加のまちづくり」の章から「行政運営の基本原則」に移動するほうがいいのではないかということになった。

【意見等の公募】

- ・以前の案では「パブリックコメント」という具体的な表現が入っていたが、パブリックコメントだけでなく、公聴会や説明会など、さまざまな方法を用

いて公募すべきであることから、文言を削除した。

【全般について】

主語が「市」である場合、「～なければなりません」という表現は条例としてそぐわないので、「～します」「～するものとします」などの表現に修正する。

【その他】

・前回の全体会でも言ったが、A・B・C 各分科会で、「現状がこうであり、条例ができたらかう変わる」と話し合った結果を、各分科会でまとめていただきたい。